

住宅金融公庫法及び住宅融資保険法の一部を改正する法律の概要

第一 貸付債権の譲受けの業務等の位置付け

一 住宅金融公庫の目的に、銀行その他一般の金融機関による住宅の建設等に必要な資金の融通を支援するための貸付債権の譲受け又は貸付債権を担保とする債券等に係る債務の保証を行うことを位置付けることとすること。(住宅金融公庫法第一条第一項関係)

二 住宅金融公庫の業務として、住宅の建設等に必要な資金に係る金融機関が貸し付けた貸付債権について、次の業務を行うこととすること。(住宅金融公庫法第十七条第九項関係)

1 当該貸付債権の譲受け(以下「債権譲受け」という。)

2 当該貸付債権(第二の一の債務保証特定保険関係が成立した貸付けに係るものに限り、その信託の受益権を含む。)を担保とする債券その他これに準ずる主務省令で定める有価証券に係る債務の保証(以下「債務保証」という。)

三 債権譲受けの業務により譲り受けた貸付債権の回収に関する業務等を、金融機関等に委託することが

できることとする。 (住宅金融公庫法第二十三条及び第二十七条の七関係)

四 債権譲受けの業務及び債務保証の業務の処理に関する準則を業務方法書に記載すること。 (住宅金融公庫法第二十四条第二項関係)

五 債権譲受けの業務、債務保証の業務及び債務保証特定保険(第二の一の債務保証特定保険関係に係る保険をいう。以下同じ。)の業務については、特別勘定を設けて経理すること。 (住宅金融公庫法第二十六条の二関係)

六 債権譲受けの業務及び債務保証特定保険の業務に関する基金を設け、資本金を増加する際に当該基金に充てるべきものとして政府が示した金額と主務大臣の認可を得て資本金の一部から組み入れられる金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てることとする。 (住宅金融公庫法第五条第三項及び第二十六条の三関係)

七 民間からの短期借入金について年度内に償還することができないときは、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができることとする。 (住宅金融公庫法第二十七条の二関係)

八 債権譲受けの業務により譲り受けた貸付債権を公庫債券に係る債務の担保に供するため、その貸付債

権を信託会社等に信託すること等ができることとする。 (住宅金融公庫法第二十七条の五及び第二十七條の六第一項關係)

九 公庫が貸金業者から主務省令で定めるところにより債権譲受けを行う場合には、貸金業の規制等に関する法律第二十四条の規定は、適用しないこととする。 (住宅金融公庫法第四十條關係)

第二 住宅融資保険の保険対象の拡大等

一 公庫が債務保証を行うことを予定して住宅融資保険法第五条第一項の規定により承認した貸付けに係る保険關係 (以下「債務保証特定保険關係」という。) については、貸付金の利息その他の附帯の債権で政令で定めるものを保険金の支払の対象とすること。 (住宅融資保険法第五条第二項關係)

二 債務保証特定保険關係に基づく保険金については、事故後直ちに保険金の支払請求ができることとする。 (住宅融資保険法第九条第一項關係)

第三 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。